

— 今月の投書 —

## ウーバーイーツ

### 運転マナーの悪い配達員が急増する背景とは？



今日では目にしない日がないくらい普及している料理配達サービス「ウーバーイーツ」。

日本におけるその歴史は浅く2016年9月29日に東京でサービスを開始、現在はアメリカの配車サービス大手、「ウーバーテクノロジーズ」の子会社、「Uber Eats Japan 合同会社」が運営しています。サービス開始当初は、港区や品川区、日黒区などの都内中心



地域では、配達員も外資系企業に勤務する外国の方や、スポーツサイクルを趣味としている日本人のビジネスマンたちが、趣味と実益を兼ねて空いた時間に配達をしている印象で、見た目も交通マナーも特に気になることもありませんでした。しかし、22年の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い需要が拡大したことから、とても人が口にするものを扱うとは思えないほどの不潔な配達員や、目を覆いたくなるような運転マナーの悪い配達員が急増すると同時に、配達中の運転過失による事故も激増しています。

20年8月には会社員の女性が、ウーバー配達員の自転

車に追突され負傷したとして、配達員とウーバーに対して250万円の損害賠償請求を起こし、22年9月30日に140万円を支払うという裁判上の和解が成立。また、21年4月に配達員が高齢男性を死亡させた事故では、自転車事故では異例といえる業務上過失致死罪が適用され、禁固1年6カ月、執行猶予3年の有罪判決が示されました。東京地検によると「無謀運転が増加しており、予防的見地から厳しい姿勢で臨む必要があった」と振り返っていますが、全くその通りです。

事故の多発を受けて警視庁が20年から取り始めた統計によると、配達員が絡んだ人身事故は20年（7〜12月）に87件、21年には114件にも上ります。

ウーバーの配達員になるためには採用試験もなく、特別の資格や免許も不要で、18歳以上であれば写真付きの身分証明書、配達に使用する車両登録、配達員用アプリをインストールできるスマホやタブレット、報酬を受け取るための銀行口座を用意するだけで誰でも始めることが

できます。雇用形態はウーバーイーツと配達員との間で交わされる「個人事業主」としての契約で、事故などあった場合でも基本的には会社側に非はなく、個人事業主である配達員の責任とされることがほとんど。つまりそこには「安全運転」や「社会的責任」といった基本的なモラルが存在しにくい土壌があることは見過ごせない事実となっています。

確かに自宅にいながら、レストランの食事を迅速に届けてくれるサービスは便利この上なく、一部の消費者にとっては欠かせない存在にはなっています。全ての配達員がそうではありませんが、自分勝手な無謀運転、不潔といってもいいその風貌、マンション内にフルフェイスのヘルメットをかぶったままで立ち入るモラルのなさなどが解消されないのなら、配達員になるためのハードルを高くすることが必須であり、それができないのなら日本におけるこのサービスの存在価値はないといえるでしょう。

（田中佳介）